登録実務講習で登録申請する場合

◎福井県で申請出来る方

**○宅地建物取引士試験を福井県で受験して合格した方**

合格証書に「福井県知事の委任に係る」と記載されています。

**○登録実務講習を修了してから10年以内の方**

　　　　　登録実務講習の修了日から10年です。

修了書の交付から10年ではありません。

◎提出書類（下記①～⑩）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 注意事項 | ﾁｴｯｸ欄 |
| ①登録申請書 | 様式第五号　記入例を参照してください。 |  |
| ②誓約書 | 様式第六号 |  |
| ③身分証明書 | 本籍地の市区町村で発行されます。  **（戸籍抄本、運転免許証等ではありません）**  ※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ④登記されていないことの証明書 | 全国の法務局・地方法務局（本局）で発行されます。  「成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明」が必要です。  ※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ⑤住民票 | 本籍、続柄の記載は不要です。  ※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ⑥合格証書 | 原本（提示用）とコピー（提出用）の両方が必要です。  **※「福井県知事の委任に係る」と記載されている合格証書が必要です。**  ※合格証書と氏名に変更があった場合には、旧姓・新姓のつながりが確認できる戸籍抄本も必要です。 |  |
| ⑦顔写真 | ①の申請書に貼ってください |  |
| ⑧登録実務講習の修了証 | 原本を提出してください。  **※登録実務講習の修了日から10年以内であることが必要です。** |  |
| ⑨従業者証明書 | ※現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している方のみ  両面をコピーしたものを提出してください。 |  |
| ⑩手数料 | 37,000円を下記(1)・(2)のいずれかの方法で納付ください。  (1)福井県収入証紙（収入印紙ではありません）による納付  →①の申請書に貼ってください。  (2)手数料納付システムによる納付  →県HPの「7.手数料納付システムの利用について」を  ご確認ください。 |  |